

報 道 資 料

平成22年2月10日
市長公室人事課
(内線 2103)

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
収集課 業務職員	39	H22.2.10	停職3月	携帯電話のカメラで高 校生のスカート内を盗 撮した	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
まち美化推進 課 技能職員	35	H22.2.10	減給10分の1 3月	市内のユースホテル に侵入した	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
景観課 係長 技術職員	55	H22.2.10	減給10分の1 4月	欠勤を繰り返し勤務成 績不良のため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
子育て課 事務職員	44	H22.2.10	戒告	欠勤を繰り返し勤務成 績不良のため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場 技能職員	42	H22.2.10	減給10分の1 2月	欠勤を繰り返し勤務成 績不良のため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場 技能職員	41	H22.2.10	戒告	欠勤を繰り返し勤務成 績不良のため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号